

内部統制報告書

(金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2024年4月1日
(第16期)	至	2025年3月31日

明治ホールディングス株式会社

(E21902)

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【会社名】	明治ホールディングス株式会社
【英訳名】	Meiji Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 C E O 川村 和夫
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 常務執行役員 C F O 菱沼 純
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目4番16号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 社長 CEO 川村和夫及び取締役 常務執行役員 CFO 菱沼純は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社の計26社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

当社グループは、主に食品、医薬品の製造業を営んでおり、商品や製品及びサービスを広範に提供しております。重要な事業拠点の選定に際しては、事業規模及び経営成績を測る定量的な指標として売上高の指標が適切であると判断し、連結売上高（連結会社間取引消去後）のおおむね3分の2に達するまでの事業拠点を重要な事業拠点として選定しております。さらに、定性的な指標として財務報告に係る重要な不備が発生した事業拠点、全社的な内部統制のうち良好でない項目がある事業拠点、長期間評価対象外としていた事業拠点、不正のリスクが顕在化した事業拠点や、その他企業を取り巻く事業環境の変化を総合的に勘案することで「重要な事業拠点」を選定しております。

次に、選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金、棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス及び業績に大きく影響を与える可能性がある場合は財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、固定資産評価プロセスや棚卸資産評価プロセス等を個別に評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。